（様式第５号）

令和３年度おおむたスーパープレミアム商品券登録事業者　誓約書

1. おおむたプレミアム付き商品券発行事業に関し、約款を遵守し、その趣旨に賛同し、それらに反する行為を行いません。
2. 当該事業の登録店として、商品券の不正を防止することに努め、不正行為を発見した場合は、直ちに大牟田商工会議所（以下、会議所）と警察への通報を行います。
3. 暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員、もしくは暴力団関係者ではありません。
4. 当該商品券を受け取った際は、約款を遵守し、額面相当の商品（飲食、サービス等）と引き換えます。また、利用期間内は、必ず利用ができるものとする。（利用期間中の取引を拒むことはできません。）
5. 会議所から支給された登録店ののぼり旗やポスターの管理及び処分については、すべて登録店で行います。
6. 有効期限が過ぎたもの、変形、破損・偽造されたもの、業務用支払いには応じません。
7. 換金締め切り日を過ぎてからの換金は行いません。また、新型コロナウイルスの影響等によって、政府・地方公共団体から緊急事態宣言等が発出されるなど、休業要請や時短営業が要請された場合においても、換金期限を順守します。
8. 偽造商品券を受け取った加盟店の補償は、会議所は負わないことを承諾します。
9. **自ら商品券を購入して自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしません。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）を受けることを同意します。**
10. **新型コロナウイルスの影響等によって緊急事態宣言等が発出され、当事業の中止等不足の事態が生じた場合においても、その損失を会議所が負わないことを承諾します。**

令和３年　　月　　日

登録事業者名

代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　　　　印